令和８年　第１回

仁 木 町 議 会 定 例 会 会 議 録

（ ２日目 ）

開　議　　令和８年３月９日（月）

散　会　　令和８年３月９日（月）

仁　木　町　議　会

令和８年第１回仁木町議会定例会（２日目）議事日程

◆日　　時　　令和８年３月９日（月曜日）午前９時３０分　開議
◆場　　所　　仁木町役場　３階議場

◆議事日程

日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	一般質問	再エネの活用促進に向けた今後の展開は（佐藤秀教議員）
		仁木町民スキー場エリアの今後の在り方は（木村章生議員）
日程第３	議案第６号	令和８年度余市郡仁木町一般会計予算
日程第４	議案第７号	令和８年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算
日程第５	議案第８号	令和８年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算
日程第６	議案第９号	令和８年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算
日程第７	議案第５号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
日程第８	議案第10号	仁木町手話言語条例の制定について
日程第９	議案第11号	仁木町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第10	議案第12号	仁木町行政手続条例の一部を改正する条例制定について
日程第11	議案第13号	仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第12	議案第14号	仁木町過疎地域持続的発展市町村計画について
日程第13	議案第15号	令和７年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の一部変更について

令和８年第１回仁木町議会定例会（２日目）会議録

開　議　令和　８年　３月　９日（月）　午前　９時３０分
散　会　令和　８年　３月　９日（月）　午後　１時４３分

議　　長　横関一雄　　副議長　嶋田　茂

出席議員（８名）

１番　前田春奈	２番　山内健生	３番　木村章生
４番　佐藤秀教	５番　野崎明廣	６番　宮本幹夫
８番　嶋田　茂	９番　横関一雄	

欠席議員（１名）

７番　上村智恵子

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	佐藤聖一郎	産業課長	浜野　崇
副町長	林　幸治	産業課参事	桂下友芳
教育長職務代理者	加藤浩子	建設課長	渡辺　優
総務課長	鹿内力三	建設課参事	関　雅樹
総務課参事	濱田敬司	教育次長	和田秀文
財政課長	新見　信	農業委員会事務局長	（浜野　崇）
会計管理者	伊藤利文	選挙管理委員会書記長	（鹿内力三）
企画課長	奈良充雄	代表監査委員	原田　修
住民環境課長	本多弘一	識見監査委員	今井聡裕
福祉課長	菊地健文		
福祉課参事	浜野公子		

議会事務局職員出席者

事務局長	可児卓倫
総務議事係長	松岡亜希

開　議　　午前９時３０分

○議長（横関一雄）皆さん、おはようございます。

これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、８名です。上村議員より欠席する旨の届け出がありました。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第１『会議録署名議員の指名』を行います。

３月６日に引き続き、８番・嶋田議員及び１番・前田議員を指名します。

日程第２　一般質問

○議長（横関一雄）日程第２『一般質問』を行います。２名の方から２件の質問があります。

最初に『再エネの活用促進に向けた今後の展開は』以上１件について、佐藤議員の発言を許します。４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）それでは、再エネの活用促進に向けた今後の展開は、について質問させていただきます。

本町では、第６期仁木町総合計画における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組をより推進するため、令和４年度に再生可能エネルギーの導入と普及促進に向けた「仁木町再生可能エネルギービジョン」を策定し、令和５年度から当該エネルギービジョンに基づき、公共施設への太陽光発電施設の導入に係るＦＳ調査や未活用資源を活用したバイオマス発電の実現可能性の調査検証など「仁木町エネルギー転換実証事業」を実施しております。当該実証事業も実施から３年が経過し、この間、町は実証試験等で得た具体的なデータを基に、実用化の可能性や費用対効果の検証を通じて、再生可能エネルギーの持続的な運用を目指す取組を進めているところでありますが、その活用促進に向けた今後の展開について、町長の見解を伺います。１点目、太陽光発電の自家消費型による公共施設への導入及び垂直型太陽光システムによる地域マイクログリッドの構築やソーラーシェアリングの普及促進に向けた具体的な取組は。２点目、バイオ炭のエネルギー転換に向けた社会実装の構築や土壌改良剤としての活用など、その具体的な取組は。３点目、バイオ炭の農地施用などＪ－クレジット制度の活用促進に向けた具体的な取組は。以上３点について伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の佐藤議員からの、再エネの活用促進に向けた今後の展開は、の質問にお答えいたします。

１点目の「太陽光発電の自家消費型による公共施設への導入及び垂直型太陽光システムによる地域マイクログリッドの構築やソーラーシェアリングの普及促進に向けた具体的な取組は」についてでありますが、前段の公共施設への導入につきましては、令和７年度において農村公園フルーツパークにき再構築事業の一環で施設の再エネ・省エネ修繕基本計画の策定に取り組んでおり、令和８年度に向けては設備の導入を含んだ修繕工事の基本設計及び実施設計を行うこととしております。また、同じく令和８年度は（仮称）銀山コミュニティセンターにおきましても、太陽光発電設備の導入を組み込んだ建設工事の基本設計を行うこととしております。後段の垂直型太陽光システムによる地域マイクログリッドの構築やソーラーシェ

アリングの普及促進につきましては、これまでの調査において、役場庁舎を核として近隣の公共施設等をつなぐマイクログリッドの可能性や、フルーツパークにきの見本園を活用したシェアリングモデルの可能性について条件を仮定し、先進事例の調査や課題の洗い出しを行ってきたところでありますが、庁舎では原子力防災に向けた改修、フルーツパークにきではオーベルジュ建設誘致といった条件が変わってきておりますので、適時状況に応じた条件の下で実現に向けた調査研究に取り組んでまいります。

２点目の「バイオ炭のエネルギー転換に向けた社会実装の構築や土壌改良剤としての活用など、その具体的な取組は」について申し上げます。バイオ炭につきましては、これまで町内で排出される農業残渣を資源として炭化できるか、できあがったバイオ炭の性状分析、活用方法の調査、製炭炉の操作方法の習得に取り組んでまいりました。令和７年度につきましては、町民アンケートの実施、リーフレットの配布、動画の作成など理解促進事業としてバイオ炭の取組をＰＲしております。また、同じくバイオ炭事業に取り組む自治体とお互いの課題や見本となる取組について情報交換を行ったほか、関心を持つ事業者の剪定枝とぶどうの搾りかすを炭化し、事業者に還元する取組を行っております。今後に向けては、更なる理解促進と補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく処分制限期間である４年経過後の有効利用に向けて、導入した製炭炉を関心がある方に使っていただく仕組みづくりを行い、より多くの方にバイオ炭に触れていただく取組に携わっていただく機会の創出に努めてまいります。

３点目の「バイオ炭の農地施用などＪ－クレジット制度の活用促進に向けた具体的な取組は」につきましては、Ｊ－クレジット制度ではバイオ炭の活用のほか、再生可能エネルギーや省エネ設備の導入、森林資源の活用、水田の中干期間の延長といった取組も対象とされております。今後に向けては、これまでに立ち上げてきたＪＡ新おたる、観光協会、商工会、農業委員会の代表者で構成する「再エネ導入・資源活用検討懇談会」、各団体や町内事業者の担当者レベルで構成する「資源循環型農業調査研究会議」の組織を継続しながら、課題の把握や解決に向けた意見交換、先進事例の情報共有など情報発信に努めてまいります。以上でございます。

○議長（横関一雄）４番・佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）それでは再質問させていただきます。

只今町長から、私の質問３点について、ご答弁をいただいたところでありますけれども、本町が今後、再エネ事業を推進する上で、役場内部の連携強化が重要になると考えますが、今現在、その連携がどのような状況なのか、これは町長に伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今のご質問にお答えいたします。

再生可能エネルギービジョンやこれまでの事業の経験から、今後は、再生可能エネルギーを身近に実感できる、見える化が必要であるというふうに考えております。今後、身近な公共施設におきまして、新築、改築、大規模改修などの機会に合わせて導入を検討することとしております。またご指摘の内容につきましては、令和７年度の理解促進事業を通じて、職員も再生可能エネルギーについて考えるきっかけになったものというふうに振り返っております。グリーントランスフォーメーションを担当する住民環境課からですね、庁内で設けている政策調整会議においても、適宜情報共有をさせているところでございます。また事業の進捗に当たってはですね、副町長、そして関係課長で構成する再エネ導入資源活用検討委員会の組織でですね、情報共有しているところでもございます。そして令和８年度には設備の実装を組み込んだ設計段階に入る施設がありますので、引き続き庁内の連携に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。
○４番（佐藤秀教）只今のに関連してですね、令和７年度はフルーツパークの再構築事業の一環で、同施設の再エネ・省エネ修繕基本計画の策定に取り組んでいるということでございますけれども、その発注など、主たる担当部署はどこなのか、伺いたいと思います。
○議長（横関一雄）本多住民環境課長。
○住民環境課長（本多弘一）私の方からご答弁させていただきます。
本年度の発注につきましてはですね、フルーツパークにき再エネ・省エネ修繕基本計画の策定の業務と理解促進事業ということで、二つの事業をですね、一つにまとめてグリーントランスフォーメーションを担当します住民環境課の方で行っております。これについてはですね、補助金を活用しております。経済産業省のエネルギー構造高度化転換理解促進事業の補助金を活用しております。経産省とのですね、折衝ですとか交渉、それから調整を担当窓口として担うという観点からですね、今年度については一つの業務として発注をしているということでございます。細かな業務につきましてはですね、所管の方でもって適宜進めているところでございます。以上でございます。
○議長（横関一雄）佐藤議員。
○４番（佐藤秀教）内容的にはわかりました。
それで今後、再エネ事業を推進していくためには、企画力あるいは推進に必要な様々な知識が要求されると思います。環境省の公共施設への再エネ導入事業に関する手引がございますが、それによりますと、まず庁内体制を検討して導入対象施設に応じて主担当部署が主導権を取って、関係部署との調整を進めることが事業推進のキーとなると、このように書かれております。この度のフルーツパークにきの再エネ・省エネ修繕基本計画の策定を住民環境課が担っているということですが、課長ご説明のとおり、実証事業も実験段階にあるということで、補助金の性格上止むを得ないと思いますけれども、環境省の手引に準じるとすれば、施設を所管する産業課が主たる担当部署として業務を担うことで、今年度から始まる同施設の再構築事業も効率よく展開すると思います。また、今後の計画として、バイオ炭を活用した事業展開もあると思いますけれども、例えば、循環型農業を目指すのであれば、農協など関係機関との調整や農家の方々の協力体制が不可欠です。そういうことから産業課を主たる担当部署とすることで、事業がスムーズに展開すると思います。その他の計画では、太陽光発電を活用した地域マイクログリッドは、平常時のエネルギー地産地消や災害時の自立的な電力供給を両立させることが目的であり、主たる担当部署を横断的に検討する必要があると思いますし、営農型太陽光発電、ソーラーシェアリングについては、農家の収入安定や耕作放棄地の解消など、持続可能な農業モデルの構築を目指すことが目的であり、農地の一時転用も必要になりますので、これも産業課が担当することで、効率的に事業を推進することができると思います。以上、様々な提言をさせていただきましたが、今後、再エネ事業を全町的に推進するのであれば、今一度庁内体制を検討する必要があると考えますが、町長の見解を伺いたいと思います。
○議長（横関一雄）佐藤町長。
○町長（佐藤聖一郎）議員ご指摘のとおり、再エネの導入に当たってはですね、窓口となる課が中心となって各課に関係することから情報共有、密接連携、役割分担が必要なものというふうに考えております。令和３年度の再生可能エネルギー導入の事業化についてはですね、当時、企画課が実施し、環境エネルギーに関する業務であることから、令和４年度から当時の住民課がですね、所管となり国の支援制度を活用し、課長、担当職を配置するなど事業量に応じて所管課の体制を整備し、関係機関、団体、庁内関係課と連携を図りながら進めてきたところでございまして、今後も住民環境課がですね、主体となり進めてまい

りたいというふうに思っております。なお、３年間の実証事業を経て土壌改良材として農業分野での活用が提案されたご指摘のバイオ炭、そしてフルーツパークにきに導入する予定の営農型太陽光発電のソーラーシェアリング、そういったものの検証についてはですね、ご指摘のとおり産業課が中心となり、地域おこし協力隊として委嘱しております道庁農政部出身の農政アドバイザーや農業関係機関、団体農業者、企業、農業者とも連携しながら、農業者の理解促進を進めながら、長期的な視点で進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。またエネルギー構造高度化転換理解促進事業、いわゆるエネ高と言われるものですけれども、観光と再生エネルギーの拠点として整備するフルーツパークにきや、また新たな銀山コミュニティ拠点の整備についてはですね、これまでどおり、国の支援の窓口である住民環境課と情報共有を図りながらですね、所管課が主体となり事業を実施していきたいというふうに考えております。なお、再生可能エネルギー事業を実施しておりますエネルギー構造高度化転換理解促進事業は、本町を含む原子力発電施設立地自治体に措置される有利な事業でありまして、今後も継続される見込みでありますことから、円滑な活用が図れるよう主管課と事業実施課との役割を明確にする他、住民環境課に事業情勢に精通した職員を配置するなど推進体制を整えることとしております。そして佐藤議員ご指摘のとおり、様々な事業によって担当する課がこれから異なってまいりますので、フルーツパークにきであれば産業課が主体となって、そして役場庁舎であれば総務課が主体となったりとか、その事業、事業によって所属する担当課とそして統一的に窓口となっております住民環境課、そして更には設計という部分では建設課が関わったりと皆さん横断的にですね、チームを組みながら事業を進めていくことが本来あるべき姿だと思っておりますけれども、みんな責任をなすりつけるような状態ではなかなか事業も進みませんので、きちんと主軸となる担当課が頭となって進めていくことが望ましいというふうに私自身も思っています。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）私の提言した部分を採用していただけるということでございますので、いずれにしましても、せっかく計画を立ててもですね、今後、関係する部署との連携がスムーズにいかなくてですね、プロジェクトが頓挫するだとか、遅延するという、そういうケースも出ているようです。どこの自治体もここのところが一番課題になっているようです。ですからそういうものをきちんと調整した上で、ぜひ今後とも、再エネ事業の推進について、よろしくお願いしたいと思います。

次にですね、次世代型のペロブスカイト太陽電池、これについて伺いたいと思いますが、従来のシリコン型太陽電池よりも、薄くて軽く、曲げられるペロブスカイト太陽電池が今、注目されております。政府は、令和12年度頃の普及拡大に向けて、国内企業への開発・設備投資を大規模に補助しております。役場庁舎等複合施設は重要な防災拠点施設でございます。令和５年度に太陽光発電の導入を検討したものの構造耐力上、屋根・外壁への太陽光パネルの設置に限界があるとして、断念した経過があります。今後、ペロブスカイト太陽電池の量産化が現実的なものになったとして、再度検討する必要があると考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）役場庁舎における太陽光パネルの導入につきましては、備付けの非常用発電設備がない町民センターと、そして保健センターの防災の備えとして可能性調査を行っております。そしてご指摘のとおり、この時の調査においては庁舎全体で一定程度付けることができることは確認したのですけれども、車庫や町民センターの壁面では耐久力の低い、ない部分が多く、屋上ではスペースが限られているという結果でございました。また、今後行われる庁舎の原子力防災改修によって使用できるスペースは更に限られてくるものというふうに予想しているところでございます。ペロブスカイトにつきましてはです

ね、経済産業省、環境省が連携して導入支援が行われており、積雪・寒冷地の耐久性検証も始まったというふうに認識しております。今の政権、高市内閣に代わってですね、外国製のパネルで国土を埋めることに懸念を持っておりまして、国産の次世代技術に力を入れることが示されておりますので、引き続き動向を見極めながらですね、実装に向けて適宜検討をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）ぜひ、そのように活用してほしいと思うのですけれども、ご承知のように今、役場の非常電源は化石燃料・重油を利用しています。災害時にそういう燃料を調達する仕組みは作っているものの、現在のイランの情勢のように有事の際とかですね、そういう場合に燃料が不足することも懸念されるんですね。ですから、ぜひこのこのペロブスカイト太陽電池、これが量産されて安価なものになったとして、ぜひこれはですね、検討してほしいと思います。庁舎に設置するということで。

もう１点、確認したいことがございまして、これはバイオ炭の関係でございますけれども、私が昨年９月定例会で、バイオ炭の利用設備の導入等に係る今後の取組について質問しました。その際、町はエネルギーとしての活用は製造コストが高くなることや、バイオマス資源の安定した調達や保管などを考慮すると現実的ではないものと判断せざるを得ない結果となったと。このように答弁されておりますが、これはバイオ炭を活用した社会実装につながる取組を断念したということで理解してよろしいのか、これは町長に伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和６年度の事業成果を受けてですね、エネルギーとして使っていくためにはコストも高く、安定的な供給や保管といった面では現実的ではないというふうに判断をいたしました。一方で性状分析結果におきましては、土壌改良材としての効果が認められたことや、国が定める農業戦略を背景に全国各地でバイオ炭に関する取組が進められていることから、地域の資源でバイオ炭を自給する取組については、引き続きですね、可能性を模索していくべきものというふうに判断しているところでございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）このバイオ炭の活用につきましては、私ども議会もですね、昨年の10月に千葉県佐倉市の方へ出向いて研修させていただいております。佐倉市の方では、国の研究機関の農研機構というところが主体で実証実験をやっています。実証実験の中身につきましては、バイオ炭を活用したゼロカーボンシティへの取組ということで、先ほど言いましたそのグリーンイノベーション基金、これを使って農研機構が実証実験をやっているわけですけれども、それに佐倉市が協力をしているという形で取り組んでおりますけれども、佐倉市の今現在の見解では、このバイオ炭を普通に製造すると赤字になると、今後はコストを圧縮できるバイオ炭を効率的に作る方法だとか、肥料の配合によって付加価値を上げるとか、それもＪ－クレジットを含めて、農家の方たちが儲かるような仕組みを研究しているということでございますので、ぜひ、本町もこのような目標を目指してですね、やってほしいと思うのですが、答弁書の中で、今後のバイオ炭の取組として、導入した炭化炉を関心のある方々に使っていただき、バイオ炭の活用促進に努めていきたいとのご説明でございますけれども、これはバイオ炭の製造、施用系統の確立、これを目指す取組かと思うのですが、この答弁内容では、その先が見えないんですね。どう、着地点を見据えているのか、その具体的な取組について、今段階でお考えがあるのであれば伺いたいと思います。

○議長（横関一雄）本多住民環境課長。

○住民環境課長（本多弘一）私の方からご答弁申し上げます。

実際にですね、令和７年度町民理解促進事業ということでさせていただいた中でですね、関心を持っていただける方の問合せというのも数件あります。中にはですね、町外ということで、余市町の方からも関心を寄せられているということであります。関心ある事業者に貸出ししていくような仕組みを今想定しているところでございます。具体的にはですね、事業者の方が材料を持って来ていただいてその材料でもって、うちの担当職員が立会いの下でですね、一緒に製炭作業を行っていく。出来上がった炭についてはですね、持ってきていただいた方にお返しして、それぞれで使っていただくような仕組みです。職員が立会いますので、その製炭炉の操作方法とかをですね、関心のある方に普及していくといいますか、伝えていく、そして広げていきたいというふうに考えております。町側としてはですね、その取組をすることによって、かかった人数、人件費ですとか、あと経費の面、それから写真だとかというところのデータをですね、提供してもらって蓄積していきたいというふうに考えております。当面の目標でありますけれども、機械の操作方法の伝達、それから知見というものを共有して町側も蓄えていく。そして回数を重ねることによってですね、操作方法の上達、そういうのも図れると思っております。とにかく携わっていただく方を増やしていくというところでもってですね、まずはスモールスタートということで考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）良くわからないんですけれども、私のお聞きしたのは、最終的にどうしたいんだということで、例えばそういう普及につながって、それが社会実装につながる。そしてバイオ炭を商品化するんだということでの位置付けで取り組んでいくのか。その辺がよく見えないんですね。ただ出来た、使ってもらうで、終わってしまうような今の説明なので、せっかくやるんですから、あれだけの機械を購入してやるわけですから、そこまで考えてやる必要があると思うんですね。先ほど言いましたように佐倉市の方では最終的に農家の方々が儲かる仕組み、こういうものを構築していくんだと。そして、なおそれでもってＪ－クレジットを活用して、更に農家の人方に儲かってもらうんだと、こういう取組をしています。おそらく、グリーンイノベーション基金、これはなにか国が10年間研究開発、実証から社会実装まで支援するんだと。ですから、私はこれ長いスパンでもよろしいので、長い目で見て、そこまでつなげるような取組をしてほしいと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）佐藤議員の仰るとおりですね、この事業はですね、すぐに結果が出るものではないというふうに認識しております。当然のように長いスパンでですね、様々な関わりを持てる事業者や生産者、様々なそういう事業者を経てですね、結果的に利益をもたらせるような結果を生み出していかなければ、この事業は成功しないというふうに認識しております。佐倉市のように農業者が儲かるような、そういったことがなければ、なかなかこの事業化は難しいんだろうという認識と同じような感覚でですね、やはり今世間からはですね、生産者に対して求めているものは、ただ品質の良いものを作り上げるということだけではなくてですね、どういった過程で作っているのか、また最後にそれが環境にどんな配慮をするのかということも含めてですね、求められてきている部分がございますので、こういったことを含めて、将来的に農業者の皆さんがこういう事業を通じて結果的に環境に配慮された事業になればということにつながるよう、長期的に物事を進めていきたい、そのように考えている次第でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）最後の質問にしますけれども、今、現役場体制を見ますと、限られた職員で様々な事

業に着手しているわけでありまして、それで、今後の再エネの取組について、実証実験で得た３年間の成果、これらを精査してですね、本当に実効性の高い活用方法をですね、効率良く取り組んでいく必要があると思うんですね。何が何でもやるんだということになると、おそらくですね、計画倒れに終わってしまうと思います。ですから実効性の高い、これはできるんだというものを効率良く取り組んでいった方が良いのではないかと、この３年間で私が感じたところでございますけれども、町長はこれについてどのような見解でしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）これまでの成果を受けてですね、最初の段階として町が管理いたします公共施設において、太陽光パネルを活用した電気の自給化は実効性があるというふうに判断しまして、まずフルーツパークのリニューアル、そして銀山コミュニティセンターそういった部分に絞ってですね、実装に向けて設計段階に進んでおりますので、令和７年度におきましては理解促進事業を開始いたしましたけれども、再生可能エネルギーについて実感できる設備の導入で、きっかけが増えればですね、理解が深まり、更に先の段階に進めていけるものというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○４番（佐藤秀教）この再エネの取組は先ほど言いましたように、長いスパンで考えないとなかなか計画も進まないと思います。いずれにしましても、今後、再エネ事業を推進するには、各関係部署との横断的な連携が不可欠となります。先ほど言ったように、計画をせっかく立ててもですね、施設を管理する他の部署との連携がスムーズにいかずにプロジェクトが頓挫・遅延するということを申し上げましたけれども、そのとおりになるのではないかと思います。ですから、せっかくこの再エネ導入を促進する、ロゴ・キャラクターも決まったわけですから、ぜひ頑張ってほしいと思いますし、ぜひ今一度、庁内体制を検討して、各関係部署が支え合う仕組み、これを構築していってほしいと思います。以上、いろいろ提言させていただきましたが、質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）次に『仁木町民スキー場エリアの今後の在り方は』以上１件について、木村議員の発言を許します。３番・木村議員。

○３番（木村章生）それでは、仁木町民スキー場エリアの今後の在り方は、ということで質問させていただきます。

仁木町民スキー場は、昭和58年のオープン以来、町民を始め多くの方々に親しまれてきましたが、施設の老朽化や利用者の減少等の課題を抱えてきた中、町では従来の町民の冬季スポーツ振興、保健体育の向上といった施設目的に加え、冬期間の観光振興を新たな目的とし、観光資源として活用する方針とした上で、令和６年度から７年度のリフト・ナイター照明改修工事を経て、令和７年12月27日に「コンサドーレ仁木スキーパーク」として新たな一歩を踏み出したところであります。地域に根ざした歴史あるファミリーゲレンデが継承されることを期待する一方で、その運営や将来に向けたグランドデザインをはじめ、解消すべき課題が山積していると考えております。そこで、リニューアルオープン後の状況及び今後の仁木町民スキー場並びにふれあい遊トピア公園の在り方について、町長の見解をお伺いします。１つ目として、リニューアルオープン後の来場者数及びプロモーション活動の状況は。２つ目に、ゲレンデの圧雪等、スキー場の管理運営の状況は。３つ目として、指定管理者とスキーパトロール赤十字奉仕団、スキー連盟及びアルペンスポーツ少年団との連携状況は。４つ目として、現在の指定管理者による仁木町民スキー場及びふれあい遊トピア公園の指定管理期間は令和10年３月31日までとなっているが、同施設の今後の在り方は。についてお伺いします。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の木村議員からの、仁木町民スキー場エリアの今後の在り方は、の質問にお答えいたします。

１点目の「リニューアルオープン後の来場者数及びプロモーション活動の状況は」についてでありますが、２月28日現在、延べ７万2737人のリフト利用があり、リニューアル前の令和４年同時期に比べ１万9900人増加し、来場者は町内をはじめ、北後志エリア、札幌市などのほか、ニセコやキロロエリアといった周辺リゾートからインバウンドの方にもご来場いただいております。プロモーション活動につきましては、昨年11月８日に指定管理コンソーシアムの一者である、株式会社まちのミライとの包括連携協定締結式に際し、会場の大和ハウスプレミストドームで実施したプロモーション活動や、12月21日にオープン事前見学会を実施したほか、ポスター掲示やパンフレットの配布、ＳＮＳでの発信などを行っております。

２点目の「ゲレンデの圧雪等、スキー場の管理運営の状況は」について申し上げます。積雪など日々のゲレンデ状況を確認した上で、深夜から早朝にかけ圧雪車によるコース整備や、積雪が少なく滑走が困難な場所については、周囲から雪を搬入し圧雪を行うなど、適切なスキー場運営に向け、指定管理者による整備を行っております。

３点目の「指定管理者とスキーパトロール赤十字奉仕団、スキー連盟及びアルペンスポーツ少年団との連携状況は」につきましては、指定管理者であるコンサドーレ・まちのミライコンソーシアムによるコンサドーレ仁木スキーパーク（仁木町民スキー場）の管理運営業務が初年度であり、長年、町のスキー文化やスキー場を支えていただいている仁木スキー連盟、仁木町スキーパトロール赤十字奉仕団、並びに仁木アルペンスポーツ少年団との緊密な連携が必要なことから必要に応じミーティングを行うなど、良好な関係が醸成されるよう努めてまいりましたが、運営の方針や安全管理に関する認識の違いが一部に見られたことから、より良好な関係が醸成されるよう、設置者である町が主体となって、指導・助言を行うなど、安全で円滑な運営が履行されるよう引き続き支援に努めてまいります。

４点目の「現在の指定管理者による仁木町民スキー場及びふれあい遊トピア公園の指定管理期間は令和10年３月31日までとなっているが、同施設の今後の在り方は」につきましては、後志自動車道の延伸と「（仮称）仁木南インターチェンジ」の開通は、本町の観光・地域振興において重要な転換点となるものと考えております。このことから、インターチェンジにほど近い「コンサドーレ仁木スキーパーク（仁木町民スキー場）」並びに「コンサドーレ仁木パーク（ふれあい遊トピア公園）」は、札幌圏や後志管内から本町へ訪れる際の玄関口として、町の魅力を発信する「核」となるものと考え、年間を通じて楽しめる「魅力ある観光資源」として両施設を一体的、かつ計画的に整備すべきものと考えております。このことから、次年度において地域、関係機関・団体、町などで構成するプロジェクトチームを設置し、調査や検討を行い、再構築に向け基本計画を策定することとしております。また、運営につきましても本町の観光振興はもとより、スポーツ振興にとっても重要な施設であることを踏まえ、引き続き、両施設のポテンシャルを最大限に引き出し、ブランド力、発信力を有する民間事業者を指定管理者に選定し、運営していくことが必要なものと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）木村議員。

○３番（木村章生）只今の私の質問４点について町長の方から答弁をいただきました。重なる点も多々あろうかと思いますけれども、再度私の方から質問したいと思います。

リニューアル後の来場者数なんですけれども７万2000某と、閉鎖がありました令和４年度に比べて１万9000人ほど増加しているというお答えでしたけれども、人数というよりあれですよね、これは利用の回数

といいますか、延べ人数ではないですよね。
○議長（横関一雄）桂下産業課参事。
○産業課参事（桂下友芳）只今のご質問にお答えいたします。
　こちらの数字につきましては、リフトの乗客数ということになってございます。以上です。
○議長（横関一雄）木村議員。
○３番（木村章生）乗客数で、人数というのは、これはわからないですよね、ある程度何回、何人ぐらい来ているのかというのは年間を通してわからないですよね。
○議長（横関一雄）桂下産業課参事。
○産業課参事（桂下友芳）こちらにつきましてはですね、今のところ、まだ指定管理者からの詳細な事業報告書は上がってきておりませんので、何とも言えない部分もあるのですが、過去を顧みますと、やはり輸送人員数というのが中心になっておりまして、あと来場者数というところでは、リフト券の販売数というところが指標になるかと思いますが、厳密に来場者数が何人かというようなデータは申し訳ありませんがございません。以上です。
○議長（横関一雄）木村議員。
○３番（木村章生）わかりました。
　それで、確かに利用回数といいますか、リフトの回数は増えているので、人数の方は令和４年に比べては増えているんだろうというふうな理解をします。
　続いてですね、プロモーション活動について聞きたいんですが、スキー場の修繕に当たり、従前の教育的な利用を主に目的としたスキー場から観光拠点として展開していくという説明があって、指定管理のコンサドーレの知名度を活かしてプロモーション活動を強化していくという話もございました。２年間の休業中に、このスキー場をＰＲするのは、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、プレミストドームでの締結とかいろいろありましたけれども、それ以外のですね、どのようなこの２年間の間にプロモーションをしたのかをお聞かせ願いたいと思います。
○議長（横関一雄）桂下産業課参事。
○産業課参事（桂下友芳）只今の木村議員のご質問にお答えいたします。
　先ほどご説明申し上げました件につきましては、町が行ったＰＲ活動というふうにご理解いただければと思うんですが、今指定管理者でありますコンサドーレ・まちのミライコンソーシアムが実施したプロモーション活動について、ご説明申し上げます。
　まず、１点目といたしましては、昨年取得していただきましたネーミングライツによる管理施設を仁木町民スキー場に対してコンサドーレ仁木スキーパークというような愛称をつけていただきまして、プロスポーツクラブの知名度を活かした認知度向上を図っていただいておるところでございます。
　２点目といたしましては、昨年12月27日に仁木町民スキー場のリニューアルオープンにあたりましてオープニングフェスタを開催していただきまして、地元企業の協力のもとですね、スノーアクティビティの体験やキッチンカーの出店、コンサドーレのオリジナルグッズの配布など、コンサドーレ色を前面に押し出したイベントを実施していただいておるところでございます。
　３点目といたしましては、仁木町民スキー場をコンサドーレ仁木スキーパークとリニューアルに際しまして、リフトのチケットホルダーですね、こちらの方、オリジナルのものを作成していただきまして、仁木スキー場独自の魅力の創出にも取り組んでいただいているところでございます。
　４点目といたしましては、専用の公式サイト・仁木スキー場の公式サイトを設置していただきまして、

こちらの方で随時ゲレンデの情報・状況ですとか、イベント状況ですとか、そういったものをリアルタイムで発信していただいているところでございます。

最後に５点目になりますが、こちら町内の小中学校の生徒・児童の皆さんにですね、仁木スキー場のリフトシーズン券、こちらの方をこれまでは教育委員会主体で実施していた事業なんですけれども、こちらの方、２年間の休業を挟んでということで、コンソーシアムの自主事業として取り組んでいただきまして、２年間スキー場、冬のスポーツから遠ざかっていた町内の小・中学校、児童・生徒にスポーツ機会の創出と、また仁木スキー場に戻ってきていただいて、いろいろと冬のスキーを楽しんでいただきたいということで、そういった自主事業も実施していただいております。以上です。

○議長（横関一雄）３番・木村議員。

○３番（木村章生）今、答弁いただきましたけれども、昨年の12月のオープンのセレモニーのときにはですね、私も現場に行っていろいろ見ましたけれども、確かにあれですよね、コンサドーレだなというような感じのイベントを開催していただいてですね、集客というかオープンには花を添えていただいたのではないかなというふうに思います。でも私、残念なところとしましては、この日１日限りでしたよね。あれだけの施設というか用意をしたのにですね、その日１日で終わってしまったというのがちょっと残念かなと思います。あそこは場所も良いので道路を通行している人もいろいろわかりますし、ＰＲにはちょうど良かったのではないのかなと思いますけれども、１日で終わってしまったのが多少残念かなというところを感じております。それでオープニングとしてはそういうイベントをしたんですけれども、シーズン中に何かそういうようなイベント事といいますか、コンサドーレとして何かそういうイベントはしたのでしょうか。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）この他の事業としましては、今、駐車場に子ども用のそり滑りの台を作っていただいたり、あとは地域おこし協力隊と協力しましてですね、ナイター営業の集客を図るというようなイベント・きらきらナイトという、光るアイテムを身にまとっていただいてナイターを滑ろうというような、音楽を中心にしたイベントも一緒に取り組んでいただいた他にですね、あとは今現在仁木町にまつわるクイズをスキー場の中で、あちこちに出題させていただいて、それに答えていただいた方にコンサドーレのオリジナルグッズを景品として配布するというような事業に取り組んでいただいております。以上です。

○議長（横関一雄）木村議員。

○３番（木村章生）今いろいろ努力して、いろいろとシーズン中にもやっているということで答弁いただきましたけれども、私の見ているところでも、子どもたち、中学生までのシーズン券などを配布していただいたりですね、ロッジの中を見たらですね、今までにはないようなレンタルスキーですか、ブーツとレンタルスキーを用意してですね、集客に努力しているということで、このレンタルスキーの方もですね、どれぐらいの利用者があるのかと聞いたところですね、結構な利用者があって、自分が聞いたときは１月の中頃だったんですけれども、既にもう70組以上の利用者があるというようなことも聞いております。その点についてはですね、コンサドーレの名前を活かしたというか、今までにないような取組をしていただいているなというような感じは持っております。

それで、次にですね、ＰＲの方は今後もやっていただきたいと思うんですけれども、ゲレンデの圧雪状況、またスキー場の管理状況についての質問をしたいと思います。確かに答弁にあったように雪が降ったときは夜から朝にかけてですね、圧雪は掛けているようです。ですが、いろいろ私の方の耳にも入ってくるんですけれども、どうしても慣れないせいなのか、圧雪の状態が良くないと、またコース幅が今までよ

りかなり狭いような状況だというような声を聞いているんですけれども、その辺のところはどのように認識しているのでしょうか。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）只今のご質問にお答えいたします。

圧雪作業につきましては、専門のオペレーターを雇っていただきまして、そちらの方にお任せしているような形になっておりますが、今の木村議員が仰っていただきましたコースの幅が狭いということに関しましては、おそらく中級コースのお話になるのかなと思いますが、今年度行いましたリフト場の改修工事の中でですね、少しゲレンデの地盤の状況が変化したと、工事用の取付道路ですとか、そういったところの影響がまだ残っている部分がございまして、どうしてもちょっと圧雪作業が行えない、また今年は降雪も少なかったので、本来であれば多少の段差があるようなところについても、雪を持ってきて埋めるようなこともできたんですけれども、今年についてはちょっとそういった作業もちょっとままならなかったというような状況もございます。ただですね、来年度につきまして今回スキー場の工事を施工していただきました日本ケーブル株式会社様の方に原状復旧ということで、来年の春に一度コースを見ていただきまして、大きくえぐれているようなゲレンデ状況につきましては、重機を入れて整地していただくというような方法で考えております。以上です。

○議長（横関一雄）木村議員。

○３番（木村章生）今、答弁をいただきましたけれども、来年の春じゃなくて、今年の春ですよね。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）申し訳ありません。訂正させていただきます。

工事を予定しているのは、今年の春、令和８年の４月以降のお話になります。失礼しました。

○議長（横関一雄）木村議員。

○３番（木村章生）私が確認したところでもですね、結構なゲレンデに凹凸といいますか、ありますし、工事で出たのかどうなのかはわかりませんけれども、今までにないような水の流れですか、そういうのがありましてですね、コースを寸断しているような箇所も二・三見受けられましたので、そういうところもですね、原状復旧ということで、業者の方にも一緒にですね、お願いをしていただいて、コースの方の状況を利便性の良いように直していただきたいと思います。

それで引き続き、コースの運営管理なんですけれども、今まで、今までと言いますけれども、新しく指定管理者が変わりましたけれども、指定管理ということでですね、私たちも説明は受けましたけれども、町民の皆さんに対してはですね、指定管理というのはどういうものなのか、また指定管理にもいろいろ、今仁木町の施設もいろんな指定管理を任せていますけれども、パークゴルフ場またスキー場は企業体にお願いしている指定管理だと思うんですけれども、その辺の違いといいますかね、その辺のところをどう違うのかというのがわかれば説明いただきたいと思います。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）只今のご質問にお答えいたします。

指定管理制度と申しますのは、民間企業ですとか指定管理を担う者がノウハウを持って施設の管理運営を行うというものが、まず前提として主旨になってございます。町内の公の施設と申しますと産業課、私どもの方で所管しております、ふれあい遊トピア公園ですとか、フルーツパークにきというのは、観光軸が強いというような施設属性になるのかなと。他の公共施設につきましては、例えばへき地保育所ですとかああいったところは、比較的行政色が強いといいますか、管理運営には専門的な法律の知識が必要にな

ってくる部分があるかというふうに考えてございます。それでですね、やはりそういった法の専門的な知識が必要ということになりますと、町の関与が必要になってくる部分もございますが、観光施設というところで、ふれあい遊トピア公園、今回スキー場の話になっておりますけれどもスキー場の管理運営につきましては、やはりその民間のノウハウを活かして、そういった経営判断ですとか、収支の判断ですとか、そういったところが非常に大きなウエイトを占めてくると考えておりますので、町としてはこれまである程度、指定管理者さんの方に運営に関する判断等はお任せしているような状況になってございます。ただしですね、今年度１年間、リニューアル後の状況を見ておりますと、指定管理者さん、今年度仁木スキー場の管理運営が初めてということもございますが、やはり関係団体、地元の方ですとかスキー連盟ですとか、そういったところとなかなかうまく足並みをそろえられていない部分がございますので、今後につきましては町の方もですね、もう少し両者を取り持つような緩衝材という言い方もあれですけれども、そういった形でいろいろと介入していってですね、より良い人間関係の構築と施設運営の円滑化というふうに取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）木村議員。

○３番（木村章生）今、民間の力を使ってですね、ノウハウのあるところに指定管理を任せるというような説明があったんですけれども、どう見てもですね、今回スキー場の運営等を実感というか、見ていましてですね、他の方からもですね、どうもノウハウのないところが担当になったんではないかというような指摘も私の方で受けております。それで運営管理の中でですね、今スキー場の従業員といいますかね、年間を通して人を雇うと思うんですけれども、その状況というのはどういうような感じの従業員なんでしょうか。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）現在のスキー場の管理運営にかかっている職員の数ですけれども、コンソーシアムの方で常駐でいるのが３名、臨時というか、本社付けで仁木スキー場の管理をしていただいている職員もおりまして、その方々が２名ということで、合計５名で管理していただいております。それと合わせてですね、通常の管理につきましては、より人手が必要になってまいりますので、リフトチケットのもぎりと言いますか、そういったような作業につきましてはアルバイトさんを募集しながら運営していただいている形になっております。以上です。

○議長（横関一雄）木村議員。

○３番（木村章生）只今、本社から２名と常時いる人が３名ということで、あとの人はバイトと。バイトというのはですね、見た感じ毎回同じ人がいると、何か今までは顔見知りになるんですけれども、今回全然そういうような状況がなかったんですけれども、その辺のところはどのような、企業・民間に任せているので役場としてはその辺のところは何か把握していますでしょうか。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）木村議員仰せのとおりですね、これまで令和４年までは、地元の農家さんですとか、地元の方ですとかにご協力いただきましてリフトの運行をしていたところなんですけれども、やはりこの２年間の休業を挟んでですね、役場の方からも指定管理者の方からもいろいろお声かけさせていただいたんですけれども、この２年間のうち他の冬季間の仕事についている方が多くてですね、なかなか地元の方の雇用が難しかったという側面がまずございます。その上でですね、今回アルバイトとして雇わせていただいている皆さまにつきましては、Ｔｉｍｅｅ（タイミー）というアプリで、空いた時間に都度来ていただけるというような募集をかけて、その方々にお願いしているところでございます。やはりそうい

った雇用形態の特性上ですね、なかなか同じ方がずっといるというのは少ないんですけれども、その中でもリピーターさんというか、何回も仁木町のスキー場に来ていただいている方もいらっしゃいますので、ある程度ノウハウは蓄積されておりまして、その中でですね、特にコンソーシアムの方で、この方はいいなと思うような方には、適宜ですね、うちで働かないかというような話もしていただいているようで、そういったところからも今後の体制の強化ですとか、そういうところにつながっていくのかなというふうに担当では考えております。以上です。

○議長（横関一雄）木村議員。

○３番（木村章生）今、Ｔｉｍｅｅというような形で従業員というか、バイトを募集しているということの回答でしたけれども、確かに民間のやり方と言いますか、民間でないとそういう考えは浮かばないと思うんですけれども、私の方の耳に入ってくるのはですね、どうしてもお客さんに対しての言葉遣いであったり態度であったり、そういうのがあまりよろしくないというか、お客さんの方からですね、「何なの」というような言葉もいただいております。それはやはりリピーターに対してですね、余り良い印象を与えないのではないかと思います。なので、その民間の指定管理の方にもですね、その辺のところの教育といいますか、毎日とは言いませんけれども、日々そういう体系が変わっているのであればですね、教育の方も大変ではないかというふうなこともありますので、お客さんに対しての態度だとか言葉遣いだとか、また安全管理の面においても指導していくのは大変ではないかと思うので、その辺のところもですね、今後指定管理はまだあと２年残っていますので、十分打ち合わせといいますか、その辺のところも鑑みながら今後進めていただきたいと思います。その辺のところはどうでしょうか。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）木村議員の仰るとおりですね、私の方、担当の方の耳にもですね、そういったちょっとお客様に対する態度が余り良くないというような話も入ってきております。私の方から適宜そういったところは指定管理者の方とも打ち合わせさせていただきまして、サービス業なんだからきちんとした対応を心がけてくださいということは、助言はさせていただいているところでございます。

　安全管理の方につきましては、一応ですね、コンソーシアムの方で安全統括管理者と索道技術管理者を設置してございまして、ほぼ毎日スキー場の方に常駐していただいたような形で、安全管理の方はそちらの方で対応できるかと思いますが、やはり細かな部分については、その日に来たアルバイトさんというところで、不安な部分もあるかと思いますが、その辺はですね、一応就業前に新しく来たアルバイトさんにはきっちりと１時間ほどミーティング時間を取りまして、安全管理についてきちんと共通認識を持った上で作業に当たっていただけるような形になっております。以上です。

○議長（横関一雄）木村議員。

○３番（木村章生）その辺のところは大変重要なところだと思いますので、今後あと、まだありますので、十分コミュニケーションといいますかね、取りながらやっていただきたいと思います。

　次にですね、３点目なんですけれども、指定管理とスキーパトロール、またスキー連盟、アルペンスポーツ少年団との関係の状況と言いますか、連携といいますか、そういうところについての説明を聞きたいと思います。先ほども答弁がありましたけれども重なる点もあるかと思いますけれども、スキー場は従来、持続していくためには、町外からの企業や支援、また協力は欠かせないと理解していますが、スキーパトロール、スキー連盟、アルペン少年団とともに、地域が安全管理、子どもの技術力の向上などを含めた様々な協力を今まで行ってきた経過があります。そこで新たな指定管理と今までスキー場を支えて来てくれた方々との見解といいますか、認識の違いが指摘されているんですが、町としてはその辺のところをどう聞

いているというか、理解していますでしょうか。
○議長（横関一雄）桂下産業課参事。
○産業課参事（桂下友芳）只今のご質問にお答えいたします。
　現在の指定管理者につきましては、今年度から新たなスタッフ体制のもとで、スキー場の運営をしていただいているところでございますが、これまでのですね、従前の令和４年度まで前指定管理者の取扱いの部分を把握し切れていない部分が多々ありますというのは紛れもない事実でございます。地域や関係団体の皆さまと本スキー場をこれまで支えていただいている皆さまにその点で多々ご迷惑をおかけしているというような報告も受けてございます。今後につきましてはですね、地域や関係団体の皆さまとの緊密な連携が非常に重要だというふうに担当の方でも認識しておりますので、指定管理者と地域、関係団体と一層良好な関係が醸成されるように、町としても主体的にですね、関わっていきたいというふうに考えております。以上です。
○議長（横関一雄）木村議員。
○３番（木村章生）そうですよね。指定管理者に全てを丸投げしたような感じで、今後していくのではなくてですね、町だけではなくて、教育委員会とも積極的に関わり、指定管理と地域の関係組織とも良好な関係を持ってですね、今後スキー場の方の運営をやっていかないと、今後には続いていかないのではないかなと思いますので、繰り返しますけれども、町だけではなくて、子どもの関係もありますので教育委員会とも連携しながら、今後の運営に良好なですね、関係を持っていただきたいと思うんですけれども、その辺のところはどうでしょうか。
○議長（横関一雄）桂下産業課参事。
○産業課参事（桂下友芳）議員ご指摘のとおりですね、スキー場の円滑な運営がですね、町内のスポーツ振興、子どもたちの保健体育の向上ですとか、そういった点はもとよりですね、観光振興にとっても非常に重要なものというふうに考えておりますので、町と教育委員会を含めましてですね、指定管理者と地域の皆さま、関係団体と検討の場をどんどん設けてですね、良好な関係の醸成に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。
○議長（横関一雄）木村議員。
○３番（木村章生）そうですね、どんどん町が中に入ってですね、クッション役になって、今後有効な管理運営をしていただきたいと思います。
　そこで、最後のところなんですけれども、ふれあい遊トピア公園の関係なんですけれども、現在ふれあい遊トピア公園にはパークゴルフ場、野球場等々ありますけれども、パークゴルフ場のですね、利用というのはどうでしょう。利用数というのは、どんなような感じで来ていますでしょうか。
○議長（横関一雄）桂下産業課参事。
○産業課参事（桂下友芳）パークゴルフ場の利用数ですけれども、令和７年度の利用者数が5676名、参考までにですね、令和６年度も申し上げますが6867名、令和５年度はですね、7453名とちょっと減少傾向にあるかなというふうな数字になってございます。以上です。
○議長（横関一雄）木村議員。
○３番（木村章生）徐々に徐々に減ってきていますよね。この要因というか、原因というか、何か考える点はありますでしょうか。
○議長（横関一雄）桂下産業課参事。
○産業課参事（桂下友芳）厳密にこういった要因が考えられるというような公式なものはないんですけれ

ども、指定管理者としては、しっかりとＰＲを行っていただいている中でも減少しているというところで、担当の方としてはですね、やはり利用者数の減少、分母が減っているというような状況と、パークゴルフという競技自体がちょっと人気が右肩下がりになっているのかなというふうな状況かなというふうには把握しております。以上です。

○議長（横関一雄）木村議員。

○３番（木村章生）そちらの方もですね、町としては、何と言うんですか、こういう言い方は悪いですけれども、お年寄りといいますか、その方々が、今パークゴルフ場を利用しているのが多いのではないかなと思いますので、健康の点でもですね、このパークゴルフ場は、十分健康増進に役立っていると思いますので、その辺のところのＰＲの方もやっていただいてですね、より健全に健全というか、より利便性の良いパークゴルフ場にしていただきたいと思います。

そこでですね、今度エリアのことについて聞きたいんですけれども、現在あそこのセンターロッジでいいんですかね、センターハウスと言いますか、あの大きい建物は、今後、何か私の聞いた話ではあそこを取り壊すような話を聞いていますけれども、その辺のところ、今後あそこはどういうふうな取扱いをするような計画なんでしょうか。

○議長（横関一雄）桂下産業課参事。

○産業課参事（桂下友芳）センターハウスにつきましては、現在、過去町で策定しました公共施設の長寿命化計画の方で廃止というような決定がなされておりますが、来年度以降、先ほど町長からの答弁がありましたが、基本計画を進めていく中で、施設の老朽化の検証も今一度精査しまして、活用方法について検討していくのが妥当かなというふうに考えております。以上です。

○議長（横関一雄）木村議員。

○３番（木村章生）せっかくですね、大きな屋根のかかった施設が、今、空のままでですね、今一時トイレですか、トイレは利用していると伺っていますけれども、私が考えるところ、あそこに遊トピア公園といいますかね、遊戯施設があるんですけれども、どうしても雨天とか冬期間は使えないような状態になるので、室内で遊べるような運動施設といいますかね、そういうのに利用して、子どもたちというか集客も考えられますので、その辺のところも考えていってはいかがかなというふうな考えを私も持っております。そこでですね、もう時間がないので最後になりますけれども、スキー場だけではなくて、ふれあい遊トピア公園を含め将来の利用状況などを考慮しつつ、そこら辺のところをですね、一体化で検討して整備計画を策定すべきでないかと考えます。公園に限られたスペースではありますけれども有効に活用して、今後、大江にできるインターチェンジの開通後にも魅力のある観光の拠点として様々な楽しみ方ができる公園になるよう、各計画を策定していただきたいと思いますけれども、その辺のところ、今後の町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今のご質問にお答えいたします。

木村議員仰るとおりですね、これまでは古くなったから改修するとか、廃止するとか、そういった形で対応をしてまいりましたけれども、今後はですね、あの地域エリアをですね、きちんとビジョンを掲げ、今後、地域の在り方をどうすべきかという考えのもとでですね、施設であったり、またはインフラであったり、そういったことをですね、総体的に考えて計画を進めていく必要性があるというふうに思います。現に今仁木インターチェンジが開通してですね、これだけたくさんの車の数が増えて、町に多くの人たちが入ってきていると。今後、仁木南インターチェンジが開通した際にはですね、そういった現象が起こり

うるかもしれないと、そういった場合にですね、銀山・大江エリアを中心に、そういった核となる拠点施設もですね、今後見据えて考えていかなければならないというふうに我々も認識しておりますので、今後は総体的にスキー場を含め又は遊トピア公園全体的も含めてですね、今後の拠点の在り方をですね、考えていく必要性があるというふうに思います。ただ、スキー場を直して活用してもらうということだけにこれまで時間を注いできましたけれども、ちょっと時間をかけてですね、その辺は地域全体の今後のビジョンを踏まえて地域の在り方を考えていく時間に費やした方がよろしいのではないかなというふうに私自身も思いますし、おそらく地域の方々もそういうふうに考えているというふうに思いますので、その辺、今後みんなで情報共有や、また今後どういう地域づくりをしていきたいかという議論、協議ができるような場をですね、今後作って、目標に向かった取組を進めていきたいなというふうに、私自身は考えているところでございます。

○議長（横関一雄）木村議員。最後です。まとめてください。

○３番（木村章生）もう時間もなくなりました。それでですね、只今町長から回答をいただきましたけれども、様々な１年を通して今シーズンやってみてですね、駐車場の問題だとか、駐車場の除雪の問題、またトイレの問題、いろいろ課題が見えてきたと思います。また新しいロッジ等建設の予定もありましたけれども、その点のところもですね、今回１年間やってみたことによってですね、いろいろ問題点というところが出てきたのではないかと思いますので、今後、先ほどもプロジェクトチームを作ってですね、今後の在り方について検討していくということで返答をいただきましたので、今後とも有意義というか、良いあの辺のエリアにできますように、今後計画等を策定していただきたいと考えまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（横関一雄）暫時休憩します。

休　憩　　午前１０時５１分

再　開　　午前１０時５３分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、８名です。

以上で一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休　憩　　午前１０時５４分

再　開　　午前１１時１０分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、８名です。

日程第３　議案第６号

令和８年度余市郡仁木町一般会計予算

日程第４　議案第７号

令和８年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第５　議案第８号

令和８年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

日程第６　議案第９号

令和８年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算

○議長（横関一雄）日程第３、議案第６号『令和８年度余市郡仁木町一般会計予算』ないし、日程第６、議案第９号『令和８年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算』以上４件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは只今、一括上程されました令和８年度予算について、提案説明を申し上げます。

一般会計の歳入では、町税は、町民税・固定資産税などを合わせて３億6624万7000円で、まだまだ自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税などに依存する状況となっております。自主財源及び地方交付税の増減は、事業の実施に大きく影響を及ぼすことから、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の不足分につきましては、財政調整基金２億4115万1000円を取崩し繰入れを行い、令和８年度の予算編成を行ったところであります。

令和８年度の予算規模につきましては、一般会計が総額59億904万3000円、前年度対比では９億395万2000円、18.1％の増であります。国民健康保険事業特別会計は総額で２億313万9000円、前年度対比では1646万2000円、8.8％の増であります。後期高齢者医療特別会計は総額１億416万1000円で、前年度対比1988万5000円、23.6％の増となっております。以上３会計予算の合計は総額で62億1634万3000円となり、前年度対比で９億4029万9000円、17.8％の増となっております。令和６年度から公営企業会計へ移行となりました簡易水道事業会計は、維持管理経費に係る収益的収入及び支出の簡易水道事業収益は２億4412万6000円、簡易水道事業費用が２億4533万5000円、水道施設等の整備など建設改良経費に係る資本的収入及び支出の資本的収入は１億2176万8000円、資本的支出が１億7902万2000円となっております。令和８年３月６日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。以上をもちまして３会計と簡易水道事業会計の提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題４件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、議長を除く議員８名で構成する令和８年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長を除く議員８名で構成する令和８年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することに決定しました。

なお、令和８年度各会計予算特別委員会の正副委員長の選任については、仁木町議会委員会条例第７条第２項の規定により、特別委員会において互選となっておりますので、休憩中に互選願います。

暫時休憩します。

休　憩　　午前１１時１４分

再　開　　午前１１時２０分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、８名です。

休憩中に行われた令和８年度各会計予算特別委員会、正副委員長の互選結果を報告します。

令和８年度各会計予算特別委員会委員長に木村議員、副委員長に佐藤議員が互選されましたので報告します。

次に、資料要求の件についてお諮りします。本委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求

があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求することに決定しました。

日程第７　議案第５号

仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第７、議案第５号『仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは提案説明をさせていただきます。議案第５号、仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。仁木町国民健康保険税条例（昭和33年仁木町条例第８号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和８年３月６日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、令和８年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、令和８年度各会計予算特別委員会に付託して休会中に審査することに決定しました。

日程第８　議案第10号

仁木町手話言語条例の制定について

○議長（横関一雄）日程第８、議案第10号『仁木町手話言語条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第10号、仁木町手話言語条例の制定について。仁木町手話言語条例を別紙のとおり制定する。令和８年３月６日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては菊地福祉課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）議案第10号、仁木町手話言語条例の制定につきまして、ご説明いたします。

本条例の制定の趣旨について申し上げます。手話は音声言語とは対等な文法体系を持つ言語であり、聴覚障がい者の生活や文化を支える大切なコミュニケーション手段です。国においても障害者基本法の改正や手話に関する施策の推進に関する法律の制定により、手話が言語であると法的に認められました。本町では、これを受け手話が独自の文化を育む言語であるとの認識を深め、手話を必要とする方が安心して暮らせる共生社会の実現を目的として、本条例を制定するものでございます。

それでは条文に沿ってご説明いたします。

制定文１ページをお開き願います。第１条は、本条例の目的についてでございます。この条例は、手話

に関する施策の推進に関する法律の目的を踏まえ、手話が言語であるという認識のもと、その施策推進のための基本理念を規定し、また、町の責務、そして町民及び事業者の役割を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、手話を必要とする全ての町民がお互いに人格と個性を尊重し合い、安心して暮らせる共生社会の実現に資することを目的とするものでございます。第２条は、基本理念を定めております。手話を必要とするものと必要としない者が相互に人格と個性を尊重し、理解を深めながら共生する社会の実現に資するよう行わなければならないとしております。第３条は、町の責務を定めております。町は基本理念に基づき、手話に関する施策を関係機関等と連携を図りながら、総合的かつ計画的に推進するものとしております。第４条は、町民の役割について定めたものでございます。町民は手話が言語であることへの理解を深め、手話に関する町の施策に協力するよう努めるものとしております。第５条は、事業者の役割について規定しております。事業者は手話が言語であることへの理解を深め、その事業活動を行うに当たり、手話を必要とする者が円滑にサービスを利用できるよう、手話による情報提供やコミュニケーション手段の確保に努めるものとしております。第６条は、施策の推進です。第１号手話の普及及び学習機会の確保に関することから、第５号その他手話に関する施策の推進に必要な事項まで、町は推進することを定めております。第７条は、委任の条項であります。附則につきましては、施行期日の定めであり、令和８年４月１日から施行するものでございます。以上で、議案第10号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。３番・木村議員。

○３番（木村章生）只今、手話の言語条例を定めるということなんですけれども、町としても手話教室等を何回か開催しているのは、私もわかっているところでありますが、現在役場の職員でですね、こういう方が役場に来庁された場合に、手話で対応できる方がですね、何人ほどいるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）役場に来庁した方でですね、手話が必要な方につきましてはですね、仁木町手話通訳者派遣事業というものがございまして、手話通訳者、仁木手話の会の会員を登録しておりますが、それでちょっと来庁した方について、聴覚障害者への手話対応をするという規定もございまして、そういった対応となってございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）３番・木村議員。

○３番（木村章生）今の答弁だと、何か来庁された場合には外部から人を呼んで対応するということなんでしょうか。今、現在役場の職員で対応できる人は何人いるかということを聞いたんですけれども。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）町職員としましてはですね、手話の講座等々ですね、そういったものを受講している職員もいらっしゃいますが、来庁された、ちょっとそういった難しい対応だとかはですね、若干ちょっと難しいところがございますので、先ほど述べました手話通訳者の派遣事業で対応していただくというところでございます。

○議長（横関一雄）３番・木村議員。

○３番（木村章生）わかりますけれども、来庁されることはないわけでなくて、来ることもあると思いますので、役場の職員の方もですね、何人かは手話で対応できるような、そういう努力をしていただければと思います。その辺のところはどうでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）木村議員の仰るとおりですね、我々福祉課、私も含めてですね、今後、手話通訳ということでですね、そういった対応できるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町手話言語条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町手話言語条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第11号

仁木町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（横関一雄）日程第９、議案第11号『仁木町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第11号、仁木町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。仁木町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。令和８年３月６日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては菊地福祉課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）議案第11号、仁木町特定乳児等通園支援事業に関する基準を定める条例の制定につきまして、ご説明いたします。

この条例は、子ども・子育て支援法等の改正に伴い、令和８年４月から本格実施される特定乳児等通園支援事業、いわゆる子ども誰でも通園制度に関し、事業者が利用者に対して適切にサービスを提供するための具体的な運営基準を定めるものでございます。本事業の実施基準につきましては、先の令和７年第４回定例会におきまして、事業所の設備や職員配置などを定める設備及び運営に関する基準を制定いただいたところでございます。今回の条例案はこれに続くものとして、実際に事業者が保護者と利用契約を結ぶ際の手続や重要事項の説明、秘密保持義務、事故発生時の対応など、利用者個々の権利擁護やサービスの質を確保するための利用及び運営の詳細のルールを定めるものでございます。

それでは条文に沿ってご説明いたします。

制定文１ページをお開き願います。第１条及び第２条におきましては、条例の趣旨を明らかにするとともに、事業者が良質かつ適切なサービスを提供し、児童の意思や人格を尊重するという一般原則を掲げております。

２ページをお開き願います。第３条は、１時間当たり及び１月当たりの利用定員に関する基準を定めるものでございます。第４条は、提供に当たっての面談の実施です。事前に重要事項を文書で交付説明し、保護者の同意を得ることを義務付けております。第５条は、正当な理由がない限り利用の申込みを拒んではならないことを定めております。第６条は、市町村が行う斡旋及び要請に対し、事業者はできる限り協力しなければならないとする協力義務を規定しております。第７条は、支援の提供に際し、認定証に記載された事項を適切に確認することを定めております。

３ページをお開きください。第８条は、乳児等支援給付認定の申請に係る援助でございます。第９条は、利用者の心身の状況や養育環境を的確に把握することを規定しております。第10条は、特定教育保育施設等との密接な連携について定めております。第11条は、支援を提供した際の日時や内容の記録義務でございます。第12条は、保護者から支払いを受ける費用について、法定代理受領以外の費用や実費負担の範囲を定めております。

４ページをお開き願います。第13条は、費用の支払いを受けた際の領収書の発行及び通知義務でございます。第14条は、国の指針に準じた適切な支援提供の在り方を定めております。第15条は、提供するサービスの質の自己評価及び改善の義務でございます。

５ページをお開き願います。第16条は、利用者及び保護者への適切な相談援助の実施であります。第17条は、緊急時における医療機関等への連絡体制の整備でございます。第18条は、不正行為等が認められた際の市町村への速やかな通知義務でございます。第19条は、事業の目的や内容、職員数等を記載した運営規程の策定を義務付けております。

６ページをお開き願います。第20条は、適切な勤務体制の確保及び職員の資質向上に向けた研修機会の確保でございます。第21条は、利用定員の遵守について定めております。第22条は、運営規程の概要等の事業所内への掲示及び公衆の閲覧に供することを定めております。第23条は、国籍や心情、社会的身分等による差別的取扱の禁止でございます。第24条は、児童に対する虐待の禁止について職員に強く義務付けるものでございます。第25条は、職員及び管理者の秘密保持義務並びに退職後の守秘義務について定めております。

７ページをお開き願います。第26条は、適切なサービス選択のための情報提供及び広告の適正化でございます。第27条は、紹介等の対価としての利益供与の禁止を定めております。第28条は、苦情解決体制の整備と市町村が実施する調査等への協力義務でございます。

８ページをお開き願います。第29条は、地域住民との交流や連携に努めることを定めております。第30条は、事故発生の防止措置、発生時の速やかな対応及び損害賠償の実施であります。第31条は、会計の区分管理であります。第32条は、帳簿書類等の整備と完結の日から５年間の保存義務でございます。

９ページをお開き願います。第33条は、電磁的記録、いわゆる情報のデータ化による事務手続の許容範囲を定めております。

10ページをお開き願います。附則につきましては、施行期日の定めであり、本条例は令和８年４月１日から施行するものでございます。以上で議案第11号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。１番・前田議員。

○１番（前田春奈）特定乳児等通園支援事業者というのは、にき保育園さんだと思うんですけれども、もう既に、にき保育園さんの方には受入れのご相談・お願いはされているんでしょうか。

○議長（横関一雄）菊地福祉課長。

○福祉課長（菊地健文）こちらですね、令和８年４月からの制度開始に向けてですね、町民への周知は広報等で行っているところでございますが、現状ですね、４月から町内の保育施設で受入れできる施設はないという状況でございます。それで今後ですね、町内の保育施設と協議を、本条例の制定等を踏まえてですね、保育施設と協議を行っていきたいと考えてございます。ただしですね、いわゆる子ども誰でも通園制度につきましては、町外の保育施設の広域利用もですね、可能ですので、そういった状況をですね、確認の上、そういった周知等もしていきたいと考えてございます。以上でございます。
○議長（横関一雄）１番・前田議員。
○１番（前田春奈）すみません、もう一度確認なんですけれども、令和８年の４月１日からこの事業、条例は施行されるんですが、本町では受入れ先がない。それで、ないけれども広域事業なので他の町村での受入れ先をこれから探すという認識でよろしいでしょうか。
○議長（横関一雄）菊地福祉課長。
○福祉課長（菊地健文）本条例につきましてはですね、国の方で、こども家庭庁で行っている、子ども誰でも通園制度のですね、枠組みを定めるものでございまして、仁木町がですね、４月１日からすぐにですね、町内の保育施設等でですね、受入れできるということではないので、今後ですね、町と保育施設等とですね、協議をして進めていきたいと、かように考えてございます。以上でございます。
○議長（横関一雄）１番・前田議員。
○１番（前田春奈）ただもう既に町民の方々には周知していると仰っていたんですけれども、周知されている状況で、もう４月１日、もう１か月後だと思うんですけれども、現在、受入条件が決まっていない。４月１日以降にすぐ使いたいという方にはどういうふうに案内されるんでしょうか。
○議長（横関一雄）菊地福祉課長。
○福祉課長（菊地健文）広報や町のホームページではですね、施設の定員等によっては利用できない場合があります。ホームページではですね、町内の保育施設で利用できる施設はございませんとページの更新時点ではということで、今後、町内施設が可能となった場合は随時更新しますということで、周知しているところでございます。それでですね、町民の皆さまからのですね、制度に関するお問い合わせですとか、利用申込み等があった場合はですね、保育現場の負担を避けるため、町福祉課担当の方でですね、直接窓口となってですね、責任を持って対応したいと考えてございます。以上でございます。
○議長（横関一雄）１番・前田議員。
○１番（前田春奈）すごく何というか、納得ができないというか、よく理解ができない。条例を定めているのに条例に沿って利用できないという認識になってしまっていて、その利用先がないというところだと思うんですけれども、何というんでしょうか、何かすごく町民の皆さんは多分理解しがたいと思うんです。「じゃあ何でこの条例はあるの」という話になってしまうと思うので、なるべく早くというか、早急にやはり受入先をまずしっかりと定めて決めていただく、町内の保育園・保育所等を早急に話し合いを進めていただくということをまずしていただきたいというところが、まず一つあって、今後利用したいという保護者の方、多分問い合わせが来ると思うので、そこをまず必ずしっかり説明していただくというのを、ちょっと合わせてやっていただきたいなと思います。
　ちょっとこれはすごく納得しがたいというか、理解しがたいことなので、早急に進めていただきたいと思うんですが、いかがですか。
○議長（横関一雄）菊地福祉課長。
○福祉課長（菊地健文）前田議員からのご意見といいますか、そういったお話ももちろんありますし、12

月に条例を制定していただきまして、本日の条例、２回の条例を踏まえてですね、本来であればもっとですね、早い段階で保育施設等との調整をすべきだったところですが、ちょっと町としてはできていなかったというところもございますので、そういったところも反省しながらですね、早急に調整・検討を進めてまいりたいと考えております。

また、２点目の問い合わせがあった際にはですね、先ほども申し上げましたように、町がですね、そういった町民ですとか、申込みをされた方に対する説明は責任を持ってですね、対応してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『仁木町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『仁木町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第10　議案第12号

仁木町行政手続条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第10、議案第12号『仁木町行政手続条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第12号、仁木町行政手続条例の一部を改正する条例制定について。仁木町行政手続条例（平成９年仁木町条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和８年３月６日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第12号、仁木町行政手続条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

本条例は、国の行政手続法を参考に仁木町が行う処分・行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めた条例でございます。行政手続法の規定は、地方公共団体が行う法令に基づく処分などについて適用され、その一方で、自治体の条例規則に基づく処分等には適用されず、各自治体が制定する行政手続条例の規定が適用されます。行政手続制度のこのような仕組みから法令に基づく処分等と条例規則等に基づく処分等を同様の手続とするよう法改正のあった規定について同様に条例改正するものです。

今回の改正は、法改正に合わせ不利益処分をしようとする場合に、事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述手続の通知を名宛人となるべき者の所在が判明しない場合、行政庁の事務所の掲示場に掲示する公示送達の方法をインターネットによる公表による方法を前提とする改正でございます。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表１ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。主な改正点をご説明いたします。第15条は、聴聞の通知の方式に関する条項でございます。不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、公示の方法を定めた条項で、行政庁の事務所の掲示場に掲示することに加え、事務所の設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を取ることによって行うものとする、という追加をする改正です。

２ページ目をお開き願います。第22条、第29条の改正は、条項ずれによるものです。附則は施行期日と経過措置の定めであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『仁木町行政手続条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『仁木町行政手続条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休　憩　　午前１１時５０分

再　開　　午後　１時００分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、８名です。

日程第11　議案第13号

仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第11、議案第13号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第13号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の給与に関する条例（昭和41年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和８年３月６日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第13号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

令和７年８月、人事院は国会及び内閣に対し国家公務員の給与について官民較差などに基づき給与水準の見直し勧告をいたしました。人事院の勧告は、民間の支給状況などを踏まえ、期末手当・勤勉手当の支給月数引上げ、俸給表の引上げとなっており、本町の職員給につきましても、令和７年第４回定例会で関係条例を改正したところであります。今回の条例改正は人事院勧告のうち、令和８年４月１日以降の措置としての通勤手当の改正でございます。主な改正点は、駐車場などを利用する職員への駐車場などに係る通勤手当の支給、自動車などの使用距離に応じた通勤手当の額の規定を条例から削除し、規則で定める改正でございます。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表１ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。主な改正点をご説明いたします。第11条は、通勤手当に関する条項でございます。第２項の改正は、自動車などの使用距離の区分に応じた規定を規則で定める額とする改正です。

２ページをお開き願います。第４項の追加は、駐車場などに係る通勤手当の規定で5000円を超えない範囲内で一月当たりの駐車場等の料金に相当する額とするものです。

３ページをお開き願います。附則は施行期日の定めであります。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第12　議案第14号

仁木町過疎地域持続的発展市町村計画について

○議長（横関一雄）日程第12、議案第14号『仁木町過疎地域持続的発展市町村計画について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第14号、仁木町過疎地域持続的発展市町村計画について。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第８条第１項の規定により、仁木町過疎地域持続的発展市町村計画を別冊のとおり定めたいので、議会の議決を求める。令和８年３月６日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、奈良企画課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）議案第14号、仁木町過疎地域持続的発展市町村計画につきまして、ご説明申し上げます。仁木町過疎地域持続的発展計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第８条に基づき計画を策定しておりますが、同法の有効期限は施行時より令和12年度までの10年間となっており、現計画が令和３年度から令和７年度までとなっているのは、北海道が策定している過疎地域持続的発展方針の計画期間と整合性を図ったものによるものです。このことから、北海道も過疎地域持続的発展方針を令和８年度から令和12年度まで策定したことから、本町も同期間で計画を策定するものです。同じ法律の中での計画でございますので、概ね現在の計画を踏襲している他、事業につきましても、総合計画及び総合戦略と整合性を持たせて登載しております。また、本計画は同法第６条第１項の規定により議会の議決を経て定めることができるものでございますので、今定例会に議案を上程したものでございます。なお、本計画に伴う北海道との協議につきましては、２月13日付けで異議がないことの通知を受理していることを申し添えます。

それでは、仁木町過疎地域持続的発展計画の内容についてご説明申し上げます。別冊の計画書と説明資料を用意しております。

今回上程いたしました計画は、現在の計画を踏襲していることから、追加や削除・変更がわかりやすいよう説明資料を用意させていただきました。説明につきましては、説明資料にて説明させていただきます。

まず、過疎地域持続的発展市町村計画ですが、本計画を策定するにあたり、町は過疎対策事業債をはじめとする財政上の特別措置を活用することができます。この計画書に登載され過疎対策事業債が許可された事業の財源につきましては、元利償還額の70％が地方交付税に算入されるというものでございます。また、ソフト対策事業につきましても、交付限度額はあるものの過疎対策事業債の対象となります。次に、この計画書に登載する事業でございますが、財源的な面で過疎対策事業債を該当させるため、今後５年間で実施される可能性のある事業を全て登載しております。例えば、新たな事業を加えたり大きな変更することになりますと今回と同じ手続が必要となり、有利な財源が間に合わないことも懸念されることから、可能性を含めまして今回掲載しております。この考え方につきましてはこれまでの計画、過疎計画と同じ取扱いとなっております。それでは、説明資料をご覧願います。

内容の変更の他、文言も変更しておりますが、主な変更点を説明させていただき、現在の計画から変更がない内容や重複する内容につきましては割愛させていただきますので、ご了解願います。

表紙をめくりまして、序論の基本的な事項でございます。変更点につきましては、１ページ、交通インフラの記載につきまして、仁木インターチェンジから余市インターチェンジ間が開通したことを実績として明記し、今後は、国道５号と道道1022号の交差付近の新たなインターチェンジ開通を予定として記載しております。次に、仁木町における過疎の状況の項目を新たに追加しております。これまで過疎対策の取組実績と引き続き多くの課題を抱えている現状を明記し、今後も第６期仁木町総合計画や仁木町創生人口

ビジョン総合戦略と整合性を図りながら過疎地域としての持続的発展に努める旨を追記しております。

次に、２ページから３ページ目までにかけまして、人口推計を最新のデータに更新しております。旧計画では、平成30年推定、いわゆる社人研の推計に基づき、令和22年に2347人、令和42年に1669人と推計しておりました。新計画では、令和５年推計に基づき、令和22年に2333人、令和32年に1987人と推計しております。また、産業別人口につきましても、令和２年国勢調査の結果を反映し、就業者数が平成27年の1873人から令和２年には1675人に減少したことを明記しております。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により技能実習による外国人転入者の減少が影響していることも追記しております。

続きまして、４ページ目から６ページ目は、財務諸表を更新しております。基準年度を令和２年度とし、歳入総額は41億5305万8000円、歳出総額は41億1974万3000円などとなっております。また、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率などの各指標につきましても令和２年度の実績に更新しております。

次に、６ページ目から７ページ目にかけては、地域の持続的発展の基本方針を見直しております。７ページ目をご覧願います。基本方針の一つ目でございますが、旧計画では「まちの特性を活かした魅力あふれるまちづくり」としておりましたが、新計画では「まちの特色を活かした住環境や街並み等の環境整備」として、より具体的な表現に変更しております。基本方針の二つ目でございますが、旧計画では「新しい時代の流れを取り入れたまちづくり」としておりましたが、新計画では「暮らしの充実と魅力的な観光地域の形成」とし、ＤＸの推進、ＳＤＧｓ、観光施設の機能強化などを明記しております。基本方針の三つ目でございますが、旧計画では「町民とともに創るまちづくり」としておりましたが、新計画では「次代を見据えた産業構造の強化」として、持続可能な農業経営、多様な担い手確保、再生可能エネルギーの推進などを明記しております。これらの変更は、より具体的で実効性のある方針へ再構築し、住環境整備、観光振興、産業強化の三つの柱を明確にしたものでございます。

また、８ページ目には、持続的発展のための基本目標と計画期間を見直しております。総人口につきましては、仁木町創生人口ビジョンの数値を明記しており、計画期間は令和８年４月１日から令和13年３月31日としております。さらに公共施設等総合管理計画との整合性につきまして、旧計画では、平成29年策定の計画を参照しておりましたが、新計画では、令和５年に改定された計画を参照するように更新しております。次に、持続的発展施策の変更についてご説明申し上げます。

１．移住・定住・地域間交流の促進、人材育成についてですが、８ページ目をご覧ください。現況と問題点の記載を変更しております。旧計画では、新型コロナウイルス感染症の影響による地方移住への関心の高まりを記載しておりましたが、新計画では、二地域居住等を含めた受入環境の整備へと表現を更新しております。また、仁木町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン総合戦略という名称も、仁木町創生人口ビジョン・総合戦略へ変更しております。

次に、９ページ。事業計画の変更についてでございます。新たに移住・定住の区分を設け、定住者用住宅地供給事業として宅地造成事業、宅地整備実証事業として住宅整備事業を新規に追加しております。また、過疎地域持続的発展特別事業の区分では、新たに空き家対策事業として家財道具処分支援を追加しております。

次に、11ページ、２．産業の振興についてでございます。まず、現況と問題点の記載を変更しております。農林業の項目では、「未来につなぐ森づくり推進事業」を「豊かな森づくり推進事業」へ名称変更。商工業の項目では、「一般国道５号倶知安余市道路の開通により」と開通を前提とした記載に変更しております。

12ページ、観光の項目では、旧計画では新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要減少、

アフターコロナに向けた取組を記載しておりましたが、新計画ではインバウンドの地方誘客促進、多様な地域資源を活かした観光コンテンツの造成、受入環境整備と、コロナ禍からの回復を前提とした積極的な観光振興策へ展開しております。次に、事業計画の変更についてでございます。基盤整備の農業の区分では、新たに通作条件整備事業４件を追加しております。

13ページ、観光又はレクリエーションの区分では、旧計画の観光拠点施設整備事業を、新計画では施設ごとの事業に細分化しております。過疎地域持続的発展特別事業の第一次産業の区分では、旧計画の新戦略作物導入支援事業を、りんご産地再編事業に、14ページ、観光の区分では、仁木町民スキー場管理、人流分析、デジタル技術を活用した情報発信の各事業を追加しております。

15ページ。３．地域における情報化についてでございます。現況と問題点でございますが、旧計画ではインターネットが身近な情報発信・受信手段となっていることや、マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供などを記載しておりました。新計画ではこれらを具現化した行政手続のオンライン化や、ＡＩの活用による効率化・高度化を図るなど、より具体的な課題を明記しております。また、デジタルデバイド、いわゆる情報格差の解消が重要な課題であることも追記しております。

16ページのその対策でございますが、新計画では、ＬＩＮＥを活用した住民向けポータルの導入や、コンビニエンスストアにおける証明書発行など８項目を明記しております。次に、事業計画につきましては、16ページ目から17ページにかけまして、行政手続のオンライン化など住民に対する利便性の向上及びデジタルデバイドの解消となる事業など７事業を新たに追加しております。

続いて、４．交通施設の整備、交通手段の確保について、ご説明いたします。現況と問題点の変更点ですが、18ページ、令和７年に後志自動車道の仁木インターチェンジから余市インターチェンジ間が開通したため、予定を削除した他、仁木町地域公共交通計画の策定とコミュニティバスの定時定路線運行、交通空白地帯の解消などについて明記しております。事業計画の変更について、19ページから20ページにかけまして、市町村道及び橋りょう区分については、事業完了と今後実施予定の事業を明記しており、21ページ目には、公共交通について、交通空白地帯の解消等の事業を明記しております。

次に、５．生活環境の整備についてですが、現状と問題点及びその対策について変更はございません。22ページの事業計画については、新計画において完了した事業の削除と、廃棄物処理施設において施設名の変更及びその他で塵芥車の購入事業を追加しています。

続きまして、23ページ。６．子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について、ご説明いたします。現況と問題点の記載でございますが、新計画においては、子育て拠点施設の供用開始と子ども・子育て計画が、２期から３期目に変更しております。次に、事業計画の変更についてご説明いたします。24ページの児童福祉施設の区分では、新たに銀山保育所整備事業を追加している他、25～26ページにかけてのその他の区分において、不妊治療費、予防接種、チャイルドシート購入の各事業を追加しております。

次の、７．医療の確保につきましては、事業年度以外の変更はございません。

続きまして、８．教育の振興についてご説明いたします。現況と問題点の記載でございますが、小中一貫教育の推進と銀山地区における義務教育学校の開校に向けた内容を追記しております。事業計画の変更については、27ページにおいて、旧計画から完了した事業の削除と、スキー場関連事業を他の項目に移動した他、集会施設、体育施設等の区分に銀山コミュニティセンター建設を追記しており、28ページ目の過疎地域持続的発展特別事業の義務教育の区分では、児童生徒用のタブレット更新について記載しております。

次に、９．集落の整備について、現況と問題点でございますが、銀山地区のコミュニティ拠点づくりと買物環境の充実化を追記しており、その下段のその対策についても同様の対策を追記しております。

29ページの事業計画の変更についても同様に銀山コミュニティセンターの建設と買物環境の充実の各事業を追記しております。

続く、30ページ。10．地域文化の振興等につきましては、事業年度以外の変更点はございません。

次に、11．再生可能エネルギーの利用の推進について、ご説明申し上げます。現況と問題点及びその対策についての変更はございません。事業計画において、過疎地域持続的発展特別事業の再生可能エネルギー利用施設推進事業の区分に、フルーツパークにき再構築事業と、銀山コミュニティセンター建設事業の２事業を追加しております。

31ページ、12．その他地域の持続的発展に関し必要な事項につきましては、事業年度以外の変更点はございません。

最後に、計画書には掲載しておりますが、計画書の32ページ以降についてはですね、これまで説明いたしました各項目の事業計画のうち、過疎地域特別発展特別事業とされている事業が、抜粋して掲載しておりますが、内容が重複していることから説明は割愛させていただきます。以上で、仁木町過疎地域持続的発展市町村計画に係る主な変更点についてご説明いたしました。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『仁木町過疎地域持続的発展市町村計画について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号『仁木町過疎地域持続的発展市町村計画について』は、原案のとおり可決されました。

日程第13　議案第15号

令和７年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の一部変更について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第15号『令和７年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の一部変更について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第15号、令和７年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の一部変更について。令和７年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の一部を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第２条の規定により議会の議決を求める。令和８年３月６日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、議決年月日及び議案番号は令和７年９月24日議決、議

案第14号であります。内容は、変更前の契約金額は6688万円、うち消費税及び地方消費税分が608万円であるのに対し、変更後の契約金額は6023万6000円、うち消費税及び地方消費税分547万6000円となっております。

詳細につきましては、関建設課参事の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）関建設課参事。

○建設課参事（関　雅樹）議案第15号、令和７年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の一部変更について、ご説明申し上げます。

本工事請負の当初の契約につきましては、町の条例により予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならないことから、令和７年９月24日開催の令和７年第３回仁木町議会定例会におきまして議決をいただいたところでございます。議案第15号、令和７年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の一部変更について、につきましては、事項名、契約金額の変更でございます。変更前の契約金額6688万円より664万4000円減額しました6023万6000円を変更後の契約金額としてございます。なお、工期につきましては、変更ございません。既に議決を得た契約について契約変更を締結しようとする際、当初の議決の際に議決を得た事項の変更については、再度議会の議決を要することから、当該契約変更につきましても、当初の契約同様、町の条例の規定に基づき、議会の議決に付さなければならない契約となりますので本定例会に上程してございます。

お手元に配布してございます、議案第15号資料、普通河川上尾根内川護岸改修工事設計変更の概要をご覧ください。

１ページをお開き願います。１．経過でございます。本工事におきましては、災害の発生予防・拡大防止を目的とする護岸改修工事として、令和７年第３回仁木町議会定例会におきまして、工事請負契約の議決をいただき、令和７年９月30日から令和８年３月19日までを工期とし、工事を施行しております。当初の主な工事内容につきましては、もたれ式擁壁護岸を設置するものでございます。

資料２ページをお開き願います。当初計画平面図でございます。赤色の線で示している箇所が当初計画のもたれ式擁壁護岸の設置箇所となります。右岸が２箇所で58.06m、左岸が45.64m、合計103.7mとなります。

１ページにお戻りください。２．契約変更する理由についてでございます。護岸改修工事の施工範囲の一部区間において、隣接する倉庫への影響を考慮し、鋼矢板による土留めを行った上で護岸工事を施工することとしておりましたが、令和８年２月10日に機械による鋼矢板の圧入作業を開始したところ、圧入深度1.3mの深さで圧入が高止まりしてしまいました。その後、鋼矢板の位置をずらし、数回圧入を試みましたが、同じ深さで高止まりし、鋼矢板による土留めができないことから、鋼矢板の圧入を行った箇所を機械により掘削し、土質の状態を確認したところ、10cm以上の玉石が多く含まれており、圧入による土留めは難しいと判断いたしました。また、他の工法による土留めも検討しましたが、現在の現場状況では作業場所が狭く難しいことから、この区間の既設護岸撤去、掘削及び護岸設置工事は、安全が確保できないため施工することが不可能なものと判断しました。以上のことから、護岸改修工事延長103.7mのうち、倉庫に隣接する19.8mの区間を不施行とすることによる契約変更となります。１ページ右側、３．設計変更の概要としまして、一部区間を不施工としたことによる主な設計変更数量の内容でございます。土工につきましては、残土処理に係る整地・土砂運搬工が設計変更前と設計変更後で50㎥の減、擁壁護岸工につきましては、護岸延長の減に伴い、コンクリート工が39㎥の減、型枠工が110㎡の減となります。構造物撤去工

につきましては、構造物取り壊し工が14㎡の減、仮設工につきましては、仮囲い・防寒養生が194㎡の減となります。次に、４．設計変更金額の内容でございます。表の金額につきましては、上段の括弧書きが税込額、下段が税抜額となっております。設計金額につきましては、設計変更前税込額が6748万5000円、設計変更後税込額が6078万6000円で669万9000円の減額。請負代金額につきましては、設計変更前税込額が6688万円、設計変更後6023万6000円で664万4000円の減額となります。当初契約時における落札率は99.1％です。新請負代金額につきましては、税抜の新設計金額、掛ける税抜の現請負代金額、割る税抜の現設計金額の額に消費税及び地方消費税を加算して算出しております。なお、新請負代金額としておりますのが、この度の契約変更後の金額となります。

３ページをお開き願います。この度の契約変更の対象となる不施工区間を示した平面図です。赤色で示した箇所、ＡＢ間が、先ほどご説明いたしました不施工区間で、当初計画左岸45.64ｍのうち19.8ｍとなります。緑色で示した箇所ＣＤ間は、鋼矢板による土留めを行う予定でありました箇所及び区間となります。また、図面右下は当初施工予定でした鋼矢板による土留め工の断面図となります。

４ページをお開き願います。施工状況の写真でございます。１枚目が、鋼矢板圧入施工状況で、倉庫後方側から撮影したものでございます。２枚目につきましても、鋼矢板圧入施工状況で、こちらは倉庫横側から撮影したものでございます。３枚目につきましては、自走式油圧圧入機で鋼矢板を圧入する状況を撮影したものでございます。４枚目は圧入した鋼矢板が高止まりしました箇所の土質確認状況を説明したものでございます。先ほど説明しましたとおり10㎝以上の玉石が多く含まれている状態でございます。資料の説明は以上でございます。

なお、不施工といたしました区間の護岸の状況につきましては、令和５年度の調査時から変化はありませんが、次年度以降の施工に向けて、現在、工法の検討を行っております。以上で議案第15号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。５番・野崎議員。

○５番（野崎明廣）少しお伺いをさせていただきますけれども、この工事に対して計画をされたと思いますけれども、この中において、地質・ボーリング調査、これなどの状況としてはいかがだったのか、またこの玉石砂利が出るという状況が伺えたのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）関建設課参事。

○建設課参事（関　雅樹）只今のご質問にお答えいたします。

ボーリング調査につきましては、令和５年度測量調査実施設計の際にボーリングを１か所測定してございます。その際の調査結果につきましては、ボーリング調査は、深さ13ｍまでの土砂を採取、地盤の固さを調査いたしました。矢板施工深度が９ｍまでの土量は、地盤のかたさを示すＮ値というものがありまして、こちらが５から21と比較的緩い地盤の普通土であり、３㎝から８㎝程度の玉石が点在しているという状況の調査報告でした。以上です。

○議長（横関一雄）５番・野崎議員。

○５番（野崎明廣）状況としては、ボーリング調査の中では、ある程度玉石があるという結果が調査上出ていると思いますけれども、実際にこの矢板が打てるという判断をされた状況においては、どうだったのか、やはり何かの障害があるということについては、矢板が打てない可能性があったという状況が見受けられますので、その辺はどういうような判断をされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）関建設課参事。

○建設課参事（関　雅樹）矢板の工法選定につきましては、現場の状況から倉庫が隣接しているため、振動を使った圧入ができないことから、無振動の工法といたしました。更に、土質調査により矢板を打ち込む深度内の土の強度を示すＮ値が最大で21であり、国交省の土木工事標準積算資料など、また圧入機械のメーカーが設定している施工条件につきましては、今回設定しました単独圧入という施工方法が一般的であるということでありますので、その土質試験状況に応じた施工方法をこの度工事として採用した次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）５番・野崎議員。

○５番（野崎明廣）無振動で油圧するという、矢板を打つということが結果的にできなかったという状況ですけれども、今回この一部施工ができない部分ということで、今後、この水の流れとか、そういうものが非常に多くなったりする懸念があるので、その部分に対しての早急な対応として検討されるということですけれども、これは実質すぐに計画を立て変えていかなければ、また何らかの障害が出た場合には、すぐ隣接する建物があるということで、何らかの障害が出た場合には大変な状況になりますんで、大至急検討していただきたいなと思いますが、その辺の対応は。

○議長（横関一雄）関建設課参事。

○建設課参事（関　雅樹）只今、野崎議員の仰せのとおりですね、こちらの方は緊急性もあります護岸改修工事として発注をしておりますので、早急に工法の検討をしてまいりたいと思います。また、補修までもしくは施工までですね、逐次パトロールを実施しまして、護岸状況の監視を行って災害予防拡大防止に努めた維持管理を行ってまいります。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号『令和７年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の一部変更について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号『令和７年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の一部変更について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休　憩　　午後　１時４２分

再　開　　午後　１時４３分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、８名です。

お諮りします。以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回の開催は３月17日火曜日、午前９時30分より開会しますので、ご出席願います。

本日のご審議、大変ご苦労様でした。

散　会　　午後　１時４３分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和８年第１回仁木町議会定例会議決結果表

会　期　　令和８年３月６日～１６日（１１日間）

２日目　令和８年３月９日（月）

（ 開議 ～ 午前９時３０分 ／ 散会 ～ 午後１時４３分 ）

議案番号	議件名	議決年月日	議決結果
議案第６号	令和８年度余市郡仁木町一般会計予算	R8.3.9	令和８年度各会計予算特別委員会付託
議案第７号	令和８年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算		
議案第８号	令和８年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算		
議案第９号	令和８年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算		
議案第５号	仁木町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について		
議案第10号	仁木町手話言語条例の制定について	R8.3.9	原案可決
議案第11号	仁木町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	R8.3.9	原案可決
議案第12号	仁木町行政手続条例の一部を改正する条例制定について	R8.3.9	原案可決
議案第13号	仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	R8.3.9	原案可決
議案第14号	仁木町過疎地域持続的発展市町村計画について	R8.3.9	原案可決
議案第15号	令和７年度普通河川上尾根内川護岸改修工事請負契約の一部変更について	R8.3.9	原案可決